

令和7年第11回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第11号)

招集年月日	令和7年11月26日(水)		
招集の場所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年11月26日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和7年11月26日 10時10分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出席 9 名 欠席 1 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △⊗ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	△
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	1 番	河野 幸枝	
	2 番	佐藤 潤	





	<p>を希望される予定で、今後は併せてお米、じゃがいも、大根、玉ねぎを耕作されることでした。なお、農機具等も所有されております。周辺農地に影響はなく、農地法第3条各号に該当しないので、許可相当と判断をいたしました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第69号について、審議に入ります。 議案第69号について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第69号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第69号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは、議案第70号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議案第70号の説明をいたします。議案書の4ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は、 [REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。持ち分が2分の1。もう1名が住所、 [REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。持ち分が2分の1、耕作面積が1,965㎡になります。譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん。耕作面積が16,673㎡で、権利の内容につきましては、売買による所有権の移転となります。申請地は大字上殿、字寺田、地番が2276番地1、2280番地1、地目が田で合計面積が961㎡となります。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて8番委員より詳細説明をお願いします。</p>
<p>8番委員</p>	<p>はい、議案第70号の説明をいたします。議案書4ページをご覧ください。図面は、5ページ、6ページです。令和7年11月18日に電話にて行政書士である[REDACTED]さんから聞き取りを行い、同年11月19日に譲受人である[REDACTED]さん立会の下、現地確認及び聞き取りした結果に基づき、事案説明をいたします。申請地は、認定こども園とごうちから東に約400メートルの距離に位置しております。譲渡人の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは共に遠方にお住まいで管理困難であるため、[REDACTED]さんへの所有権移転申請が提出されております。[REDACTED]さんは当該地に隣接する農地を所有されており、今後は併せて芋を耕作されることでした。なお、農業従事者を2名用意されており、農機具等も所有されております。このように周辺の農地利用に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>





事務局	<p>はい、議案第 73 号の説明をいたします。議案書の 13 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は、  [REDACTED]。氏名が [REDACTED] さん。耕作面積が 669 m<sup>2</sup>。譲受人の住所は [REDACTED]。氏名が [REDACTED] さん。耕作面積が 2,717.30 m<sup>2</sup>。権利の内容は譲渡による所有権の移転となります。申請地は大字津浪、字河内、地番が 558 番地、1559 番地 1。地目がそれぞれ田で合計面積が 669 m<sup>2</sup>。理由につきましては、譲渡人は遠方に居住し、管理困難のため譲り渡す。譲受人は耕作をするため譲り受けるとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 4 番委員より詳細説明をお願いします。</p>
4 番委員	<p>はい、議案第 73 号の説明をいたします。議案書 13 ページをご覧ください。図面は 14 ページから 15 ページです。併せて、申請地の現状として資料 1 をご覧ください。11 月 18 日、現地確認を行い、翌日 19 日、申請者本人の [REDACTED] さんへ電話による聞き取り調査をした結果に基づき、議案説明をさせていただきます。申請地は、加計スマートインターから山手方面へ約 1 キロ進んだところになります。譲受人の [REDACTED] さんは、実家に隣接する農地を [REDACTED] さんのお兄さんである長男の譲渡人、[REDACTED] さんから譲り受けるものです。前号と同様、[REDACTED] さんは [REDACTED] に居住されており、これまで週 2 回程度、実家の津浪に帰られ、田や畑の草刈りなどを行い、実家の維持管理に勤めてこられました。前号と同様、申請地はリンゴやみかんなど柑橘類の果樹を作付したいと考えておられます。農機具についてはこれまで通り近所からお借りするとのことでした。周辺の農地利用にも影響はありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 73 号について審議に入ります。議案第 73 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 73 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 73 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは、議案第 74 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 74 号の説明をいたします。議案書の 16 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は [REDACTED]。氏名が [REDACTED] さん。譲受</p>

	<p>人の住所は[REDACTED]。氏名が[REDACTED]。権利の内容は、売買による所有権の移転となります。申請地は大字中筒賀、字天神原、地番が 951 番地 1、952 番地 1。地目が田で合計面積が 1,481 m<sup>2</sup>となります。理由につきましては、譲渡人は後継者がおらず管理困難のため譲り渡す。譲受人は太陽光パネル設置のため譲り受けるとなっております。なお、本件につきましては、4 月に提出されております、農業振興地域の除外案件となっており、除外は許可がおりてますので、こちらの農業委員会にて 5 条の許可を求めるものになります。以上です。</p>
議長	<p>続いて、5 番委員より説明をお願いします。</p>
5 番委員	<p>はい、議案第 74 号の説明をいたします。議案書の 16 ページをご覧ください。図面は 17、18 ページです。11 月 12 日に譲受人[REDACTED]に電話にて申請内容をお聞きし、現地確認した結果について事案説明いたします。申請地は安芸太田町役場筒賀支所から北へ約 2 キロ進んだもりみんハイツ筒賀付近に位置します。譲渡人の[REDACTED]さんは後継者不在で使用されておらず、管理が困難なため、売買により使用権を移されたいとのこと。譲受人、[REDACTED]は[REDACTED]に本店があり、許可認定後、太陽光発電設備パネル 200 枚を設置する予定です。付近住民の方へは説明済みで、設置後は柵内柵沿いの草刈りを行い、太陽光パネルによる反射光については反射防止加工されているパネルを設置し、公害への対策を行うそうです。農地法第 5 条の規定により、許可申請書、被害防除措置計画書及び申請に係る土地の代替性の検討についての届けも提出されています。よって、農地法第 5 条 1 項の許可相当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 74 号について審議に入ります。議案第 74 号について、質疑ありませんか。</p>
9 番委員	<p>2 点、お願いします。この会社の安芸太田町での取得状況があるかどうか、あと実装状況、実際に工事が終わって実装しているのかどうか。あともう 1 点が工期の計画、いつスタートしていつ工期が終わるのか。結構計画通りになっていない場所があるのでどのようになっているのかお聞きします。</p>
事務局	<p>まず実装ですが、他の場所と実装については今この場で調査していないので、次回の農業委員会総会の際に報告をさせていただきたいと思います。併せて工期についてもですが次回総会の際に報告をさせていただきたいと思います。</p>
9 番委員	<p>取得されても計画通りいってないところがあり、住民の方とのトラブルにもつながるのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>その他、質疑ありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。  それでは、議案第74号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第74号は申請のとおり承認決定いたしました。  次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、報告事項が2点ございます。1点目に、農地法第3条の3の規定による届出が4件出ております。資料2をご覧ください。安芸太田町の■■■さん、廿日市市の■■■さん、広島市の■■■さん、■■■さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在地、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。次に、先進地視察の研修についてですが、先日出欠について確認させていただき、短納期でのご回答をいただきまして、誠にありがとうございました。改めて資料の方はお渡ししたいと思いますが、参加していただける方は事務局を含め合計で10名の予定となっております。なお、服装につきましては、昨年同様基本は自由とさせていただきます。ただし視察場所では、農業委員のジャケットを着る、という形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。また別途、出張伺の方をお送りしますので、押印をいただいて、また返送していただければと思います。報告は以上となります。</p>
議長	<p>今の報告事項について、質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。  これもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。  これで、令和7年第11回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:10)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者ととともに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p>

	1 番委員
	2 番委員